

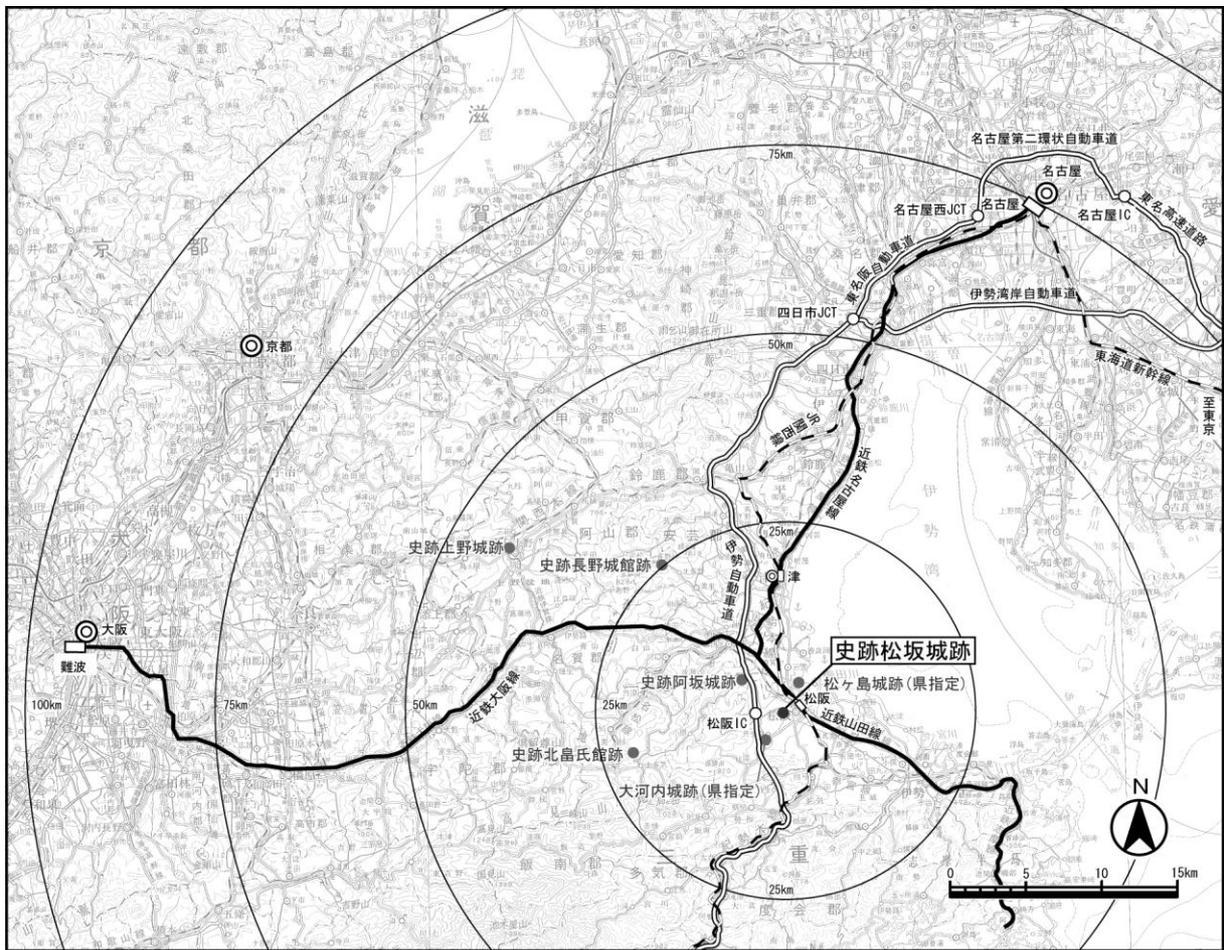
第2章 史跡松坂城跡及び周辺の概況

2-1 位置

史跡松坂城跡のある松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、北は津市、東は伊勢湾、南は明和町・多気町・大台町、西は奈良県に接している。

史跡松坂城跡は、この松阪市の中心市街地にあり、近くには松阪市役所・松阪市民病院等公共施設や商業施設・住宅等が密集している。

広域アクセスは、車の場合、伊勢自動車道松阪インターチェンジから県道松阪第2環状線、国道166号・42号等を経由するルートがある。また、鉄軌道ではJR東海紀勢本線及び近畿日本鉄道山田線の松阪駅が最寄駅で、松阪駅までは名古屋から約70分(JR利用)、大阪から約90分(近畿日本鉄道特急利用)である。松阪駅から史跡松坂城跡までは徒歩で約20分であるが、駅からのバスの便もある。アクセス条件は良好で、近郊の大都市からは、日帰り圏内にある。

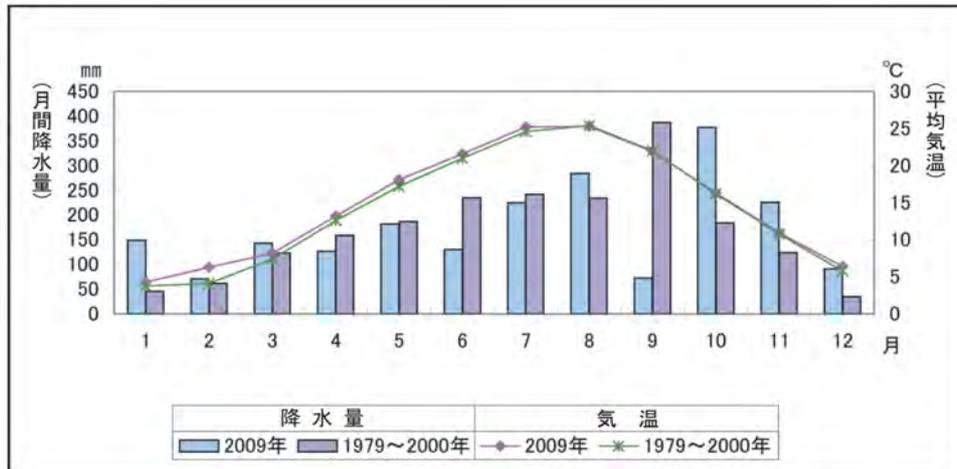


位置図

2-2 自然環境

2-2-1 気候

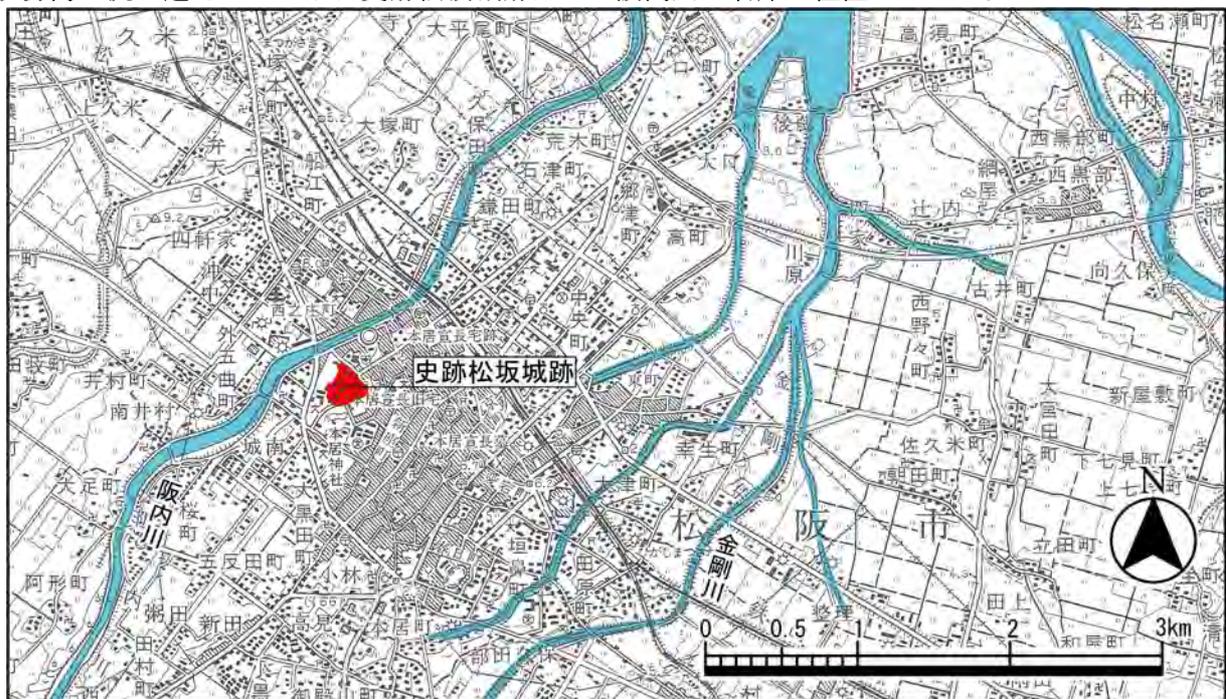
史跡松坂城跡のある松阪市の気候は、夏季に雨が多く、冬季に晴天が続く東海型気候区に属し、年間を通じて温暖である。月間平均気温をみると、7・8月で25℃、12・1月では5℃で、降雪をみることは稀である。



松阪市の気象

2-2-2 水系

松阪市の水系は、松阪市域の南部・西部の山間地から北流する櫛田川・金剛川・阪内川等が伊勢湾に流れ込んでいるが、史跡松坂城跡はこの阪内川の右岸に位置している。



水系図

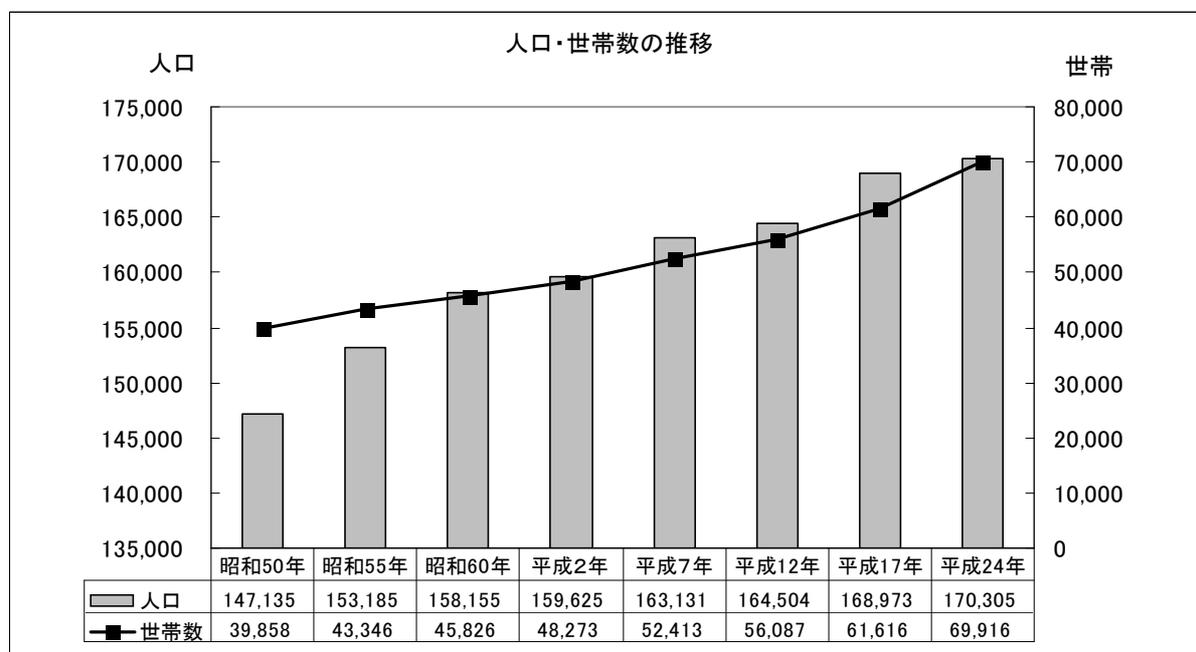
2-2-3 地系

松阪市域は北部から東部にかけては平野、南部は丘陵地、西部は山地といった大略の地形区分ができる。史跡松坂城跡は、市の北東部の平野の平坦な箇所であり、本丸跡は周辺と約30mの比高差を有し、史跡松坂城跡は地形的に見て市街地のランドマークとなっている。

2-3 社会環境

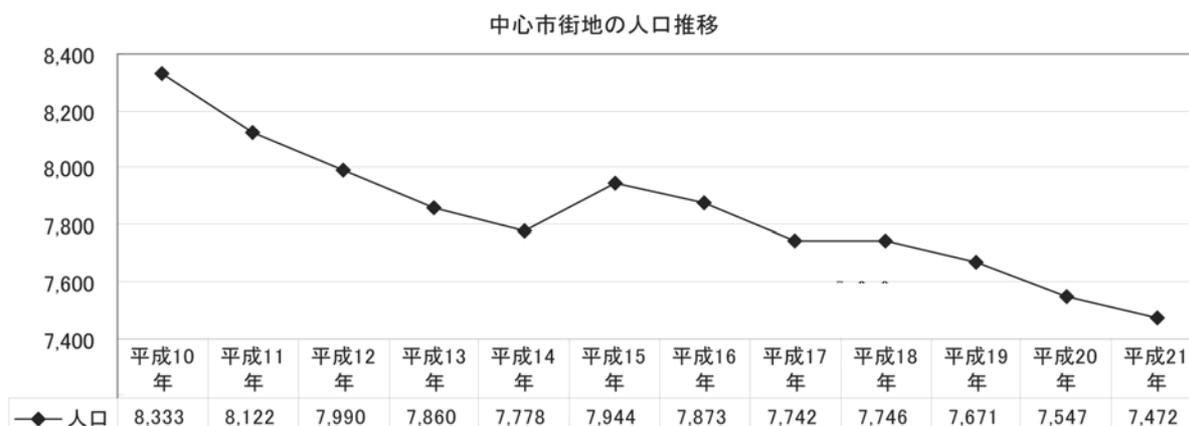
2-3-1 人口・世帯数

松阪市の人口・世帯数は170,305人、69,916世帯(平成24年1月1日現在)となっている。松阪市の人口・世帯数は、戦後増加を続け、近年でも毎年人口約1,200人、世帯数約1,500世帯ずつ増加している。しかし、人口の老齢化・核家族化は全国同様に進んでいる。



平成12年以前の人口・世帯数は、合併(平成17年1月1日)前の松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の人口を合計したもの。資料：国勢調査(各調査年)

なお、中心市街地の人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが予想される。

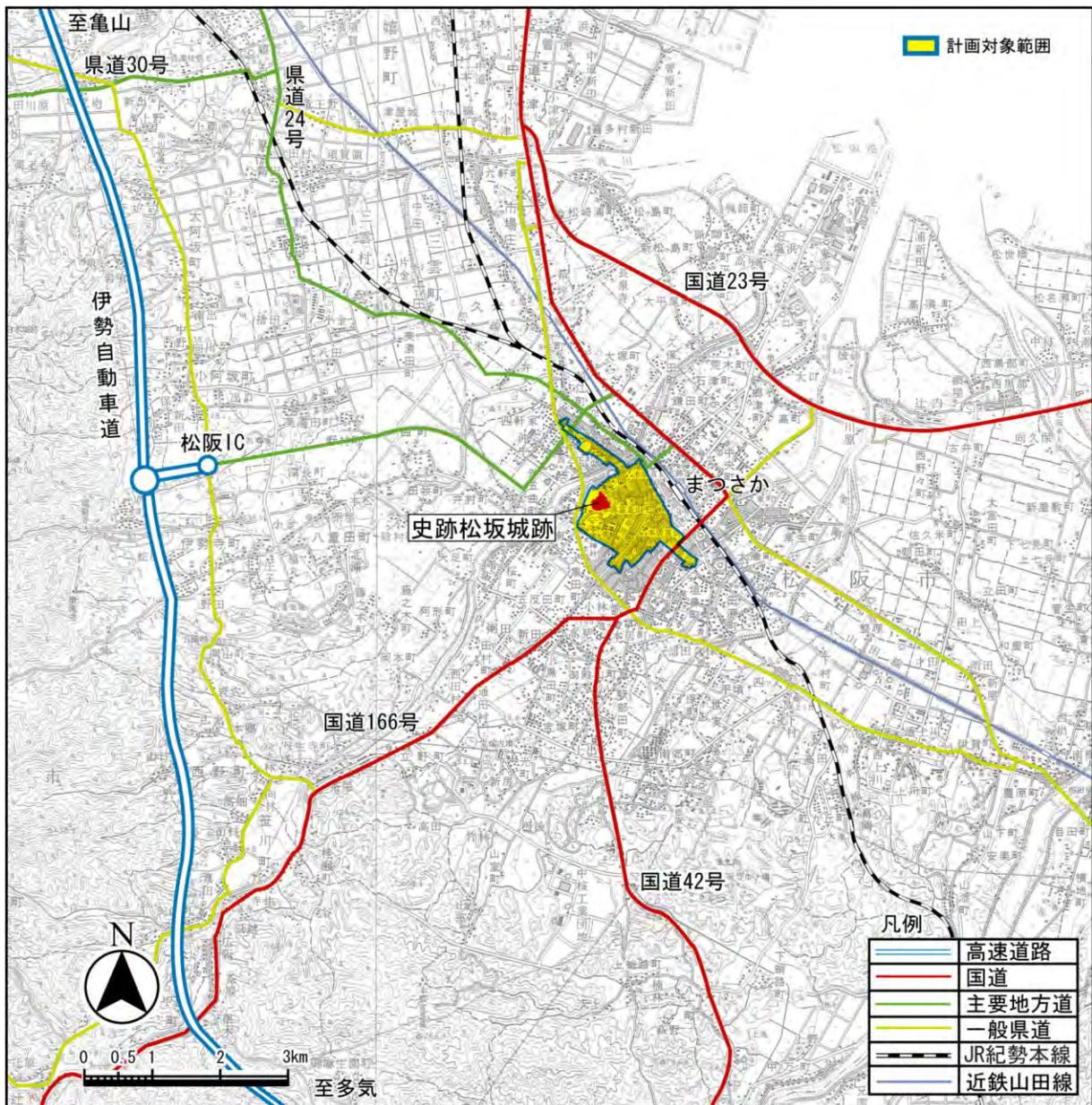


2-3-2 道路・交通

松阪市の広域幹線道路は、高速道路である伊勢自動車道が中心市街地の西方に南北に走り、松阪インターチェンジから中心市街地までは直線距離で約7kmである。このほか国道23号、42号、166号と、主要県道や一般県道が放射線状に延び、これらに市道が結びつくように道路網が形成されている。

また中心市街地にはJR東海紀勢本線、近畿日本鉄道山田線の松阪駅があり、史跡松坂城跡は松阪駅の西方、約1.5kmのところにある。

なお、史跡松坂城跡周辺の市道は、城下町形成時の区画を留めているものが少なくない。

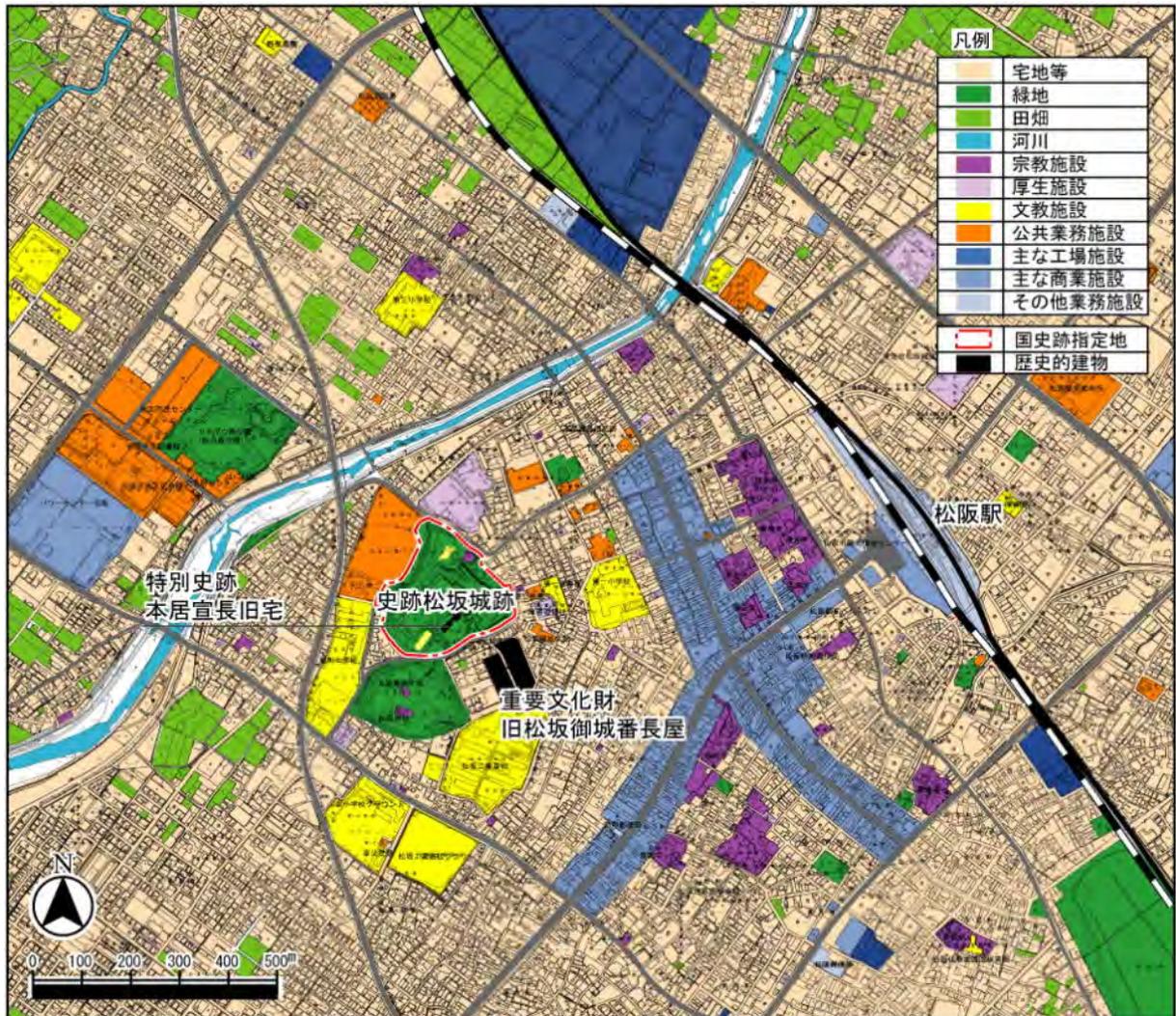


道路交通網図

2-3-3 土地利用

史跡松坂城跡周辺は中心市街地であり、土地利用としては、松阪駅西側の商業地域や、史跡松坂城跡周辺の小学校等文教施設、厚生施設である市民病院、公共施設等を除いては大半が低層の住宅地となっている。

なお史跡松坂城跡は、南接する四五百森の社叢とともに市街地における貴重な緑地となっている。

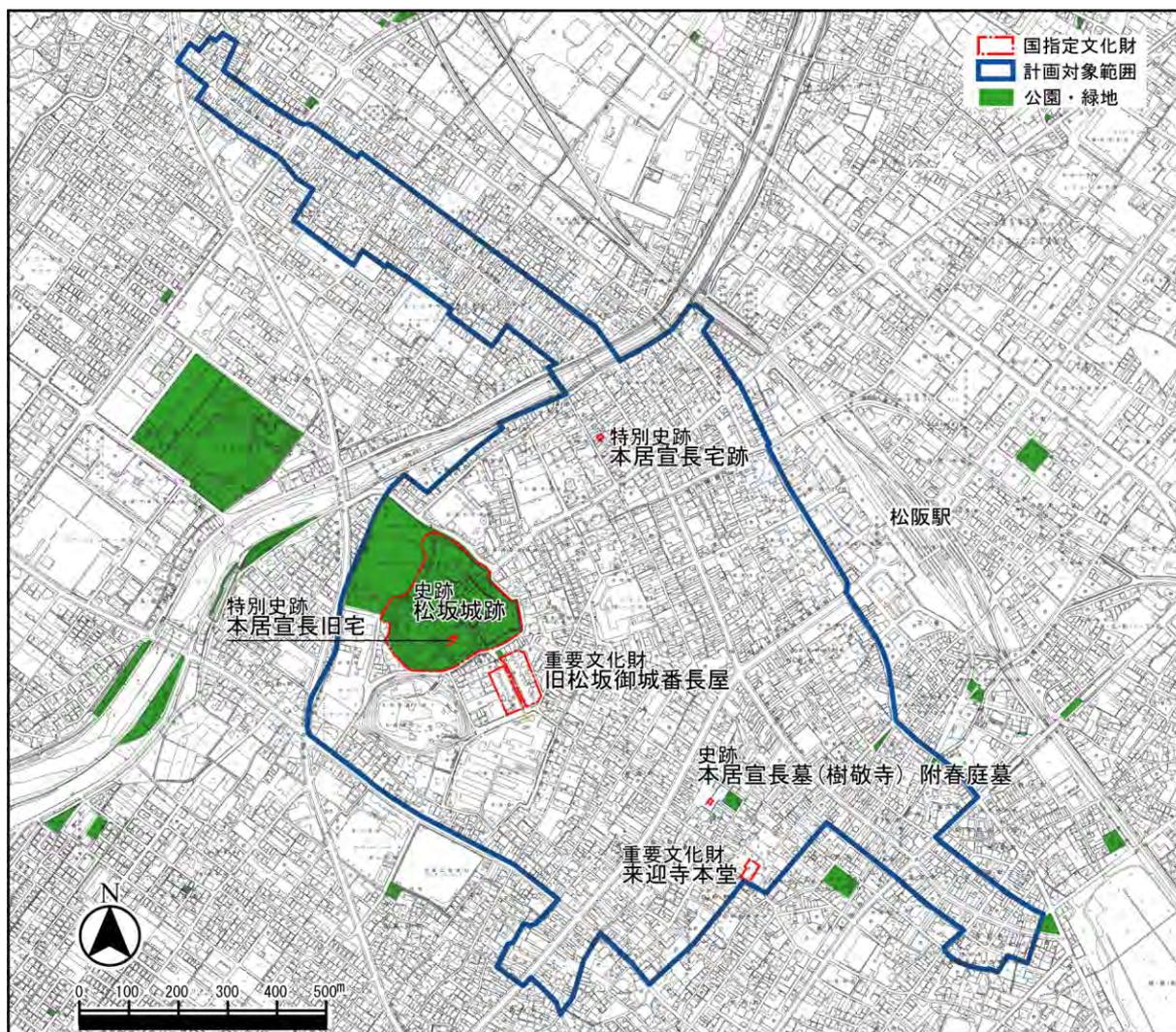


土地利用図

2-3-4 公園・緑地

松阪市の都市公園は、史跡松坂城跡のある松阪公園のほか、運動公園、墓地がそれぞれ1ヶ所、近隣公園が6ヶ所、街区公園が339ヶ所整備されている(平成23年4月1日現在)。この他、特殊公園2ヶ所、都市緑地が4ヶ所整備されており、これらの整備面積は1,307,370㎡となっている。市民1人当たり(都市計画区域内)の都市公園緑地面積は約8.49㎡となり、県平均(9.2㎡)に比べ低い。

史跡松坂城跡のある松阪公園は、都市公園上総合公園として位置づけられており、年間利用者数は約58,000人(平成19年度)で、松阪市を代表する公園となっている。

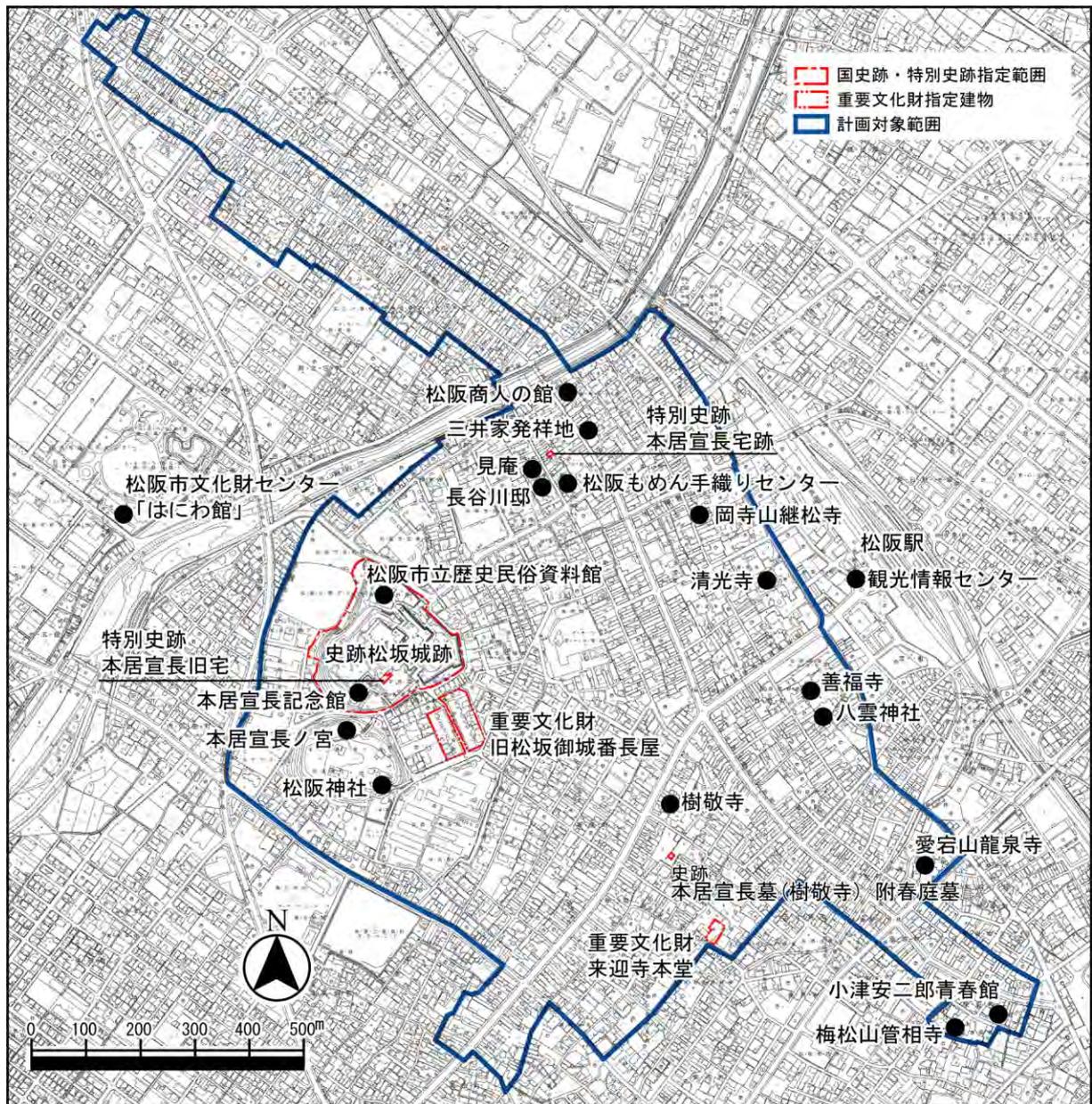


公園・緑地分布図

2-3-5 観光レクリエーション

城下町あるいは商人町、宿場町として発展した松阪市は、本居宣長といった著名人を排出するという土地柄の反映もあって、歴史的文化的環境に恵まれており、観光資源として史跡松坂城跡や本居宣長記念館、旧松坂御城番長屋、歴史民俗資料館、松阪もめん手織りセンター、松阪商人の館などが市街地に分布する。また、市街地周辺では、射和・中万のまち並み、伊勢山上、阿坂城跡、大河内城跡等をはじめ、朝田寺^{ちようでんじ}、浄眼寺^{じようげんじ}等の古刹、史跡が点在する。

この他、みえこどもの城や森林公園、海浜レジャー場として潮干狩り・たて干し・海水浴が楽しめる松名瀬海岸等がある。また、祭りでは春の初午大祭、宣長まつり、夏の祇園祭り、秋の氏郷まつりなどの他、地域色豊かな祭事やイベントが四季を通じて開催されている。

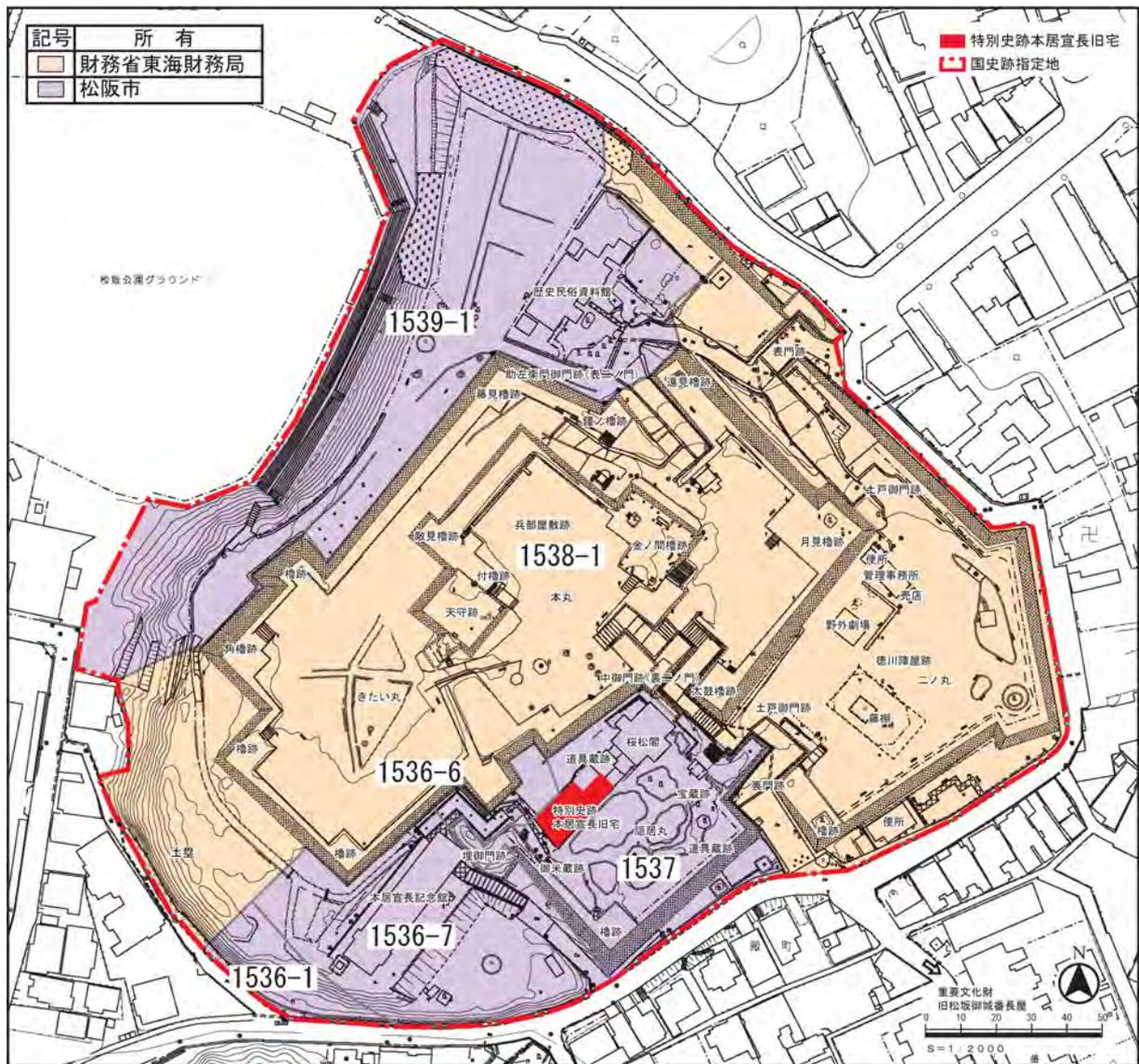


観光資源施設分布図

2-3-6 土地所有

史跡松坂城跡の土地所有者は、松阪市及び財務省東海財務局であり、その面積は合計47,337.30m²である。

所有者	面積 (m ²)
財務省東海財務局	28,405.43
松阪市	18,931.87
計	47,337.30



土地所有関係図

2-3-7 計画の対象範囲に係る都市計画法上の法規制

史跡松坂城跡の適正な保存管理並びに活用整備を実施するにあたり、城下町周辺の都市計画法上の関連計画及び法規制の現状をとりまとめておく。

(1) 松阪市都市計画マスタープラン(平成20年3月策定)

松阪市都市計画マスタープランは、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、松阪市の将来都市像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した計画で今後の都市計画の指針とすることを目的とし、計画目標年次を平成37年(2025)としている。

1) 都市づくりのテーマ

自然・歴史・文化と交流のまち“快適環境都市「まつさか」の創造”

2) まちづくりの主要な柱(抜粋)

- ・ 商業・業務・文化機能の再生と集積
- ・ 都市景観の整備
- ・ 歴史的まち並みの景観の保全

3) 土地利用の方針(抜粋)

- ・ 歴史的建造物が残されている旧松坂御城番長屋周辺などは「低層住宅地」を配置
- ・ 本町、殿町、魚町、白粉町周辺などは「一般住宅地」を配置

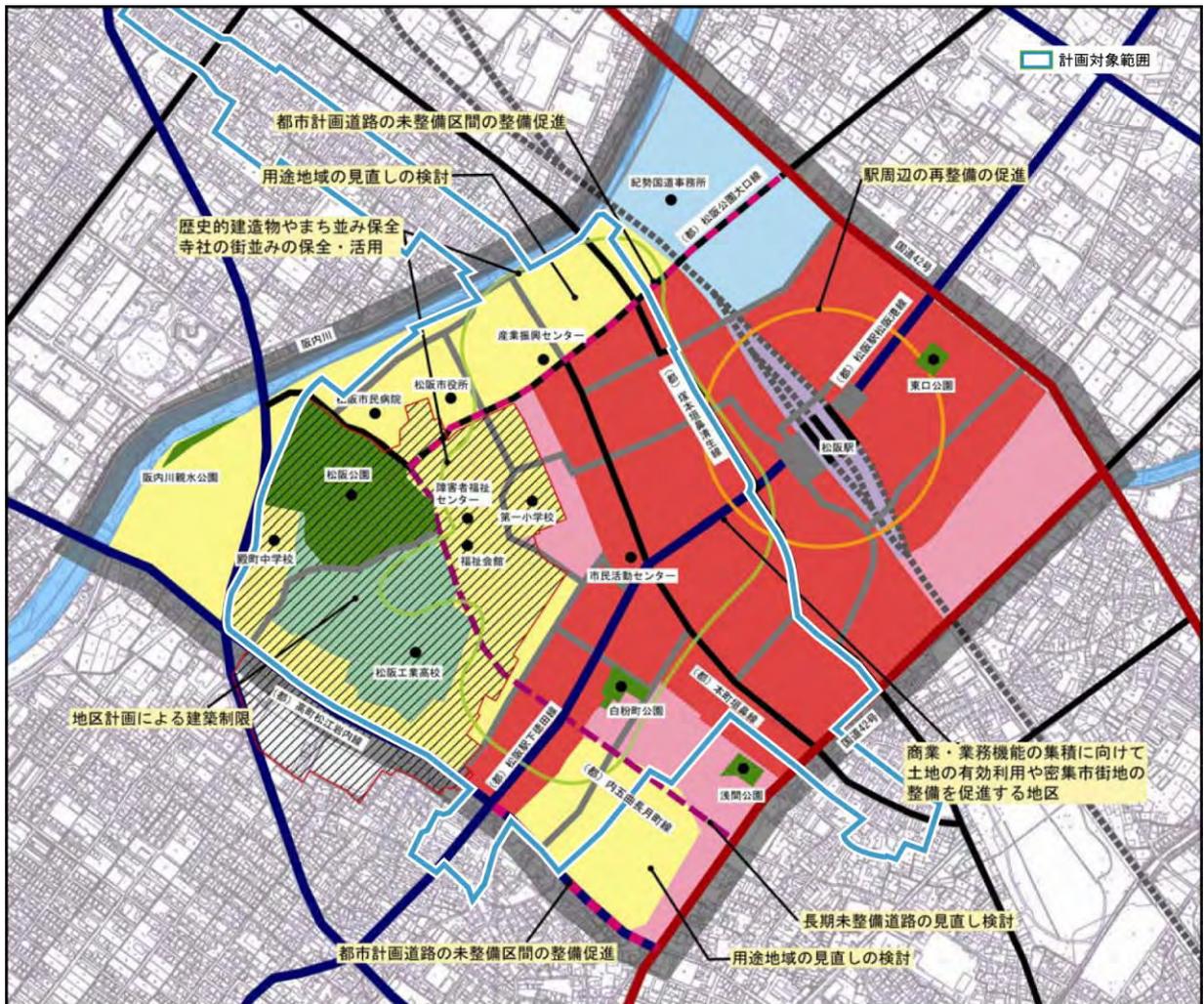
4) 都市施設及び地区施設等の整備方針(抜粋)

- ・ 四五百森の保全や阪内川の水辺空間の活用
- ・ 松阪公園(史跡松坂城跡)や四五百森、歴史的遺産を周遊する歴史散策道など歩行者系ネットワークづくり

5) 地域環境等の保全に関する方針(抜粋)

- ・ 松阪公園(史跡松坂城跡)とその周辺地区は、地区計画などを活用し松阪市固有の歴史的な景観の保全に配慮したまち並み整備
- ・ 本町、殿町、魚町などの歴史的まち並みを周遊する歴史的散歩道の整備

(P15 松阪駅周辺市街地地域 整備構想図 参照)



記号	凡 例	記号	土 地 利 用
	広域幹線道路		低層住宅地
	幹線道路		中低層住宅地
	補助幹線道路		一般住宅地
	主な生活道路		住商複合地
	鉄道・駅		近隣商業地
	主な公園・レクリエーション地区		商業地
	主要公共施設等		商工複合地
	主な河川・水面		住工複合地
	市街化区域界		工業地
			集落環境保全地区
			農地等保全地区
	地区区分界		森林保全地区

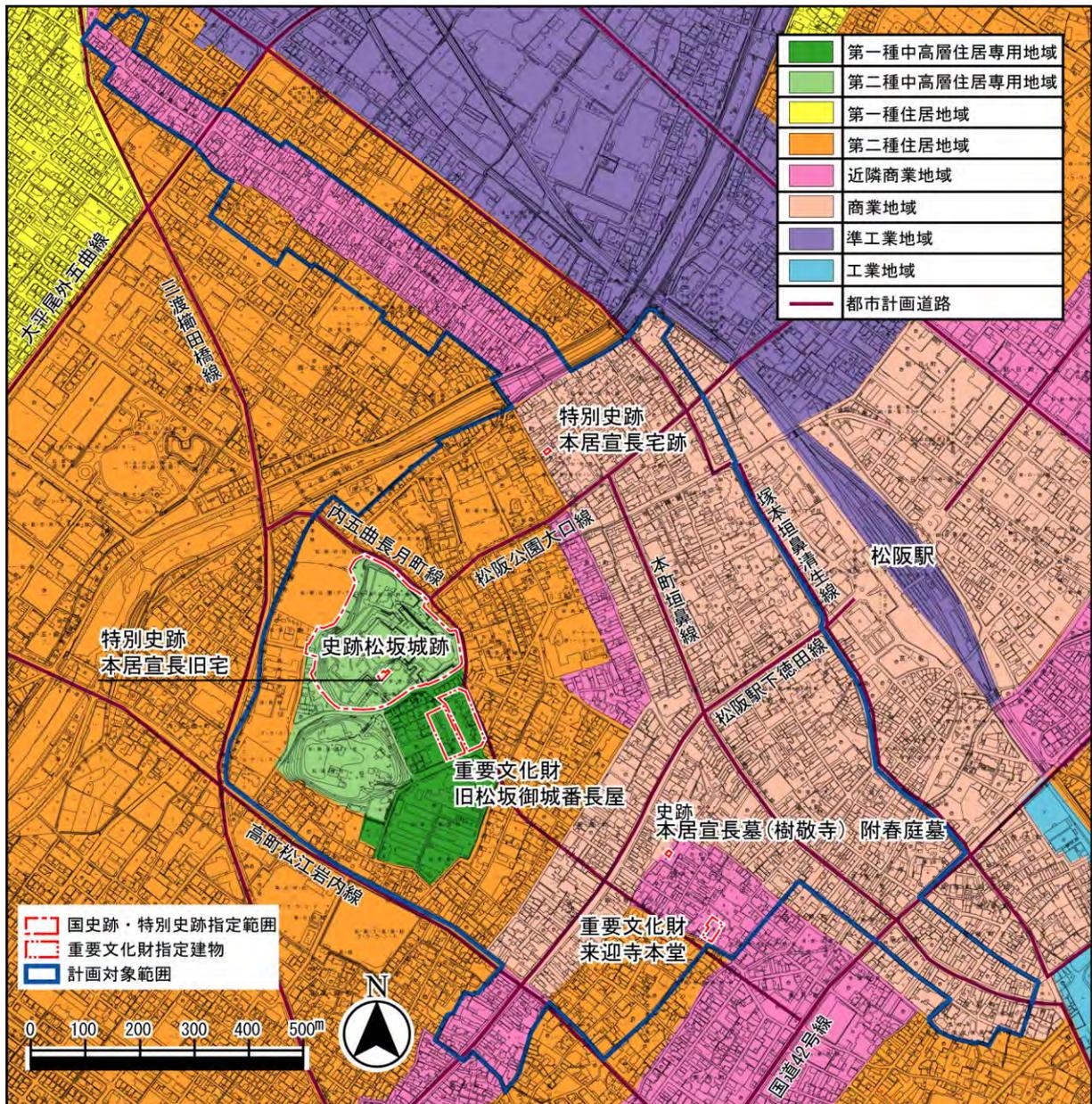
(『松阪城跡周辺の都市計画等の状況』より)

松阪駅周辺市街地地域 整備構想図

(2) 都市計画法による用途地域及び都市計画道路

史跡松坂城跡及び周辺は都市計画法上、市街化区域にあり、その用途は、松阪駅西側を中心に商業地域・近隣商業地域に指定され、史跡松坂城跡を中心とした地域は住居系の用途指定を受けている。

また、史跡松坂城跡に沿って計画されている都市計画道路（内五曲長月町線）の未整備区間については、市街地形成状態や交通流動の状況をふまえ、廃止も含め見直しを検討していく。



都市計画図

(3) 都市計画法による殿町地区地区計画（平成18年10月都市計画決定）

殿町地区地区計画は、高層マンション建築問題を契機に地域住民が、^{よいほのもり}四五百森を中心とした歴史的な景観を守るために、建築物の高さ制限を中心とした地区計画を定めたものである。

地区計画の対象区域は、殿町の松坂城跡周辺を中心に、魚町、大黒田町の一部、約40.5haを地区計画の区域として設定している。

1) 地区計画の目標

松坂城跡と四五百森を核とした静かで自然豊かな緑の多い地域で、なかでも武家屋敷跡等のまちなみは、生垣が続き閑静で格調高く、歴史を感じさせる風情のある住宅地であり、これらの歴史的な景観を損なわない新しいまちなみを創っていくことを目標としている。

2) 地区計画の方針

名 称	殿町地区地区計画	
位 置	松阪市殿町の一部、魚町の一部、大黒田町の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 40.5 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、松坂城跡と四五百の森を核とした静かで自然豊かな緑の多い地域である。なかでも武家屋敷跡等のまちなみは、生垣が続き閑静で格調高く、歴史を感じさせる風情のある住宅地となっている。 これらの歴史的な景観を損なわない新しいまちなみを創っていくことを当地区の目標とする。
	土地利用の方針	松坂城跡と四五百の森周辺の歴史的な景観に配慮した土地利用を設定する。 ①上殿町、本殿町地区は、生垣のある閑静な居住地域で、低層建築物を中心とした緑の多い住宅地としての土地利用を図る。 ②殿町第一校区地区は、住居と商業・公共施設が調和した、低層建築物を中心とした住環境を守る土地利用を図る。 ③幸、桃山地区は、都市計画道路高町松江岩内線（通称商業通り）を中心に住宅地と調和した商業・業務施設の集積を図るとともに、低層建築物を中心とした住環境を守る土地利用を図る。 ④御城番地区は、歴史的なまちなみと生垣のある低層建築物を中心とした住宅地としての土地利用を図る。 ⑤四五百の森地区は、四五百の森周辺の緑など自然景観を生かした土地利用を図る。 ⑥松坂城跡地区は、松坂城跡や松坂公園の緑など歴史的景観や自然景観を残した土地利用を図る。
建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、住環境の維持と歴史的な景観の保全を図るため、次のように建築物等の規制・誘導を図る。 ①上殿町、本殿町地区 閑静な居住環境や生垣のあるまちなみと周辺の景観に調和する建築物とし、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の高さ及び建築物の形態又は意匠の制限を行う。 また、風情のあるまちなみを残すために垣の構造や屋外広告物についての制限を定める。 ②殿町第一校区地区 四五百の森や松坂城跡の景観と快適な居住環境を保全するため、周辺の景観に調和する建築物とし、建築物の用途、建築物の高さ及び建築物の形態又は意匠の制限を行う。 ③幸、桃山地区 高町松江岩内線の沿道や文教地区にふさわしい建築物の用途と、景観や日照権を維持するため建築物の高さの制限を行う。 ④御城番地区 国指定の歴史的建造物である御城番屋敷を中心とし、松坂城跡の石垣や生垣のあるまちなみと調和する建築物とし、壁面の位置、建築物の高さ及び建築物の形態又は意匠の制限を行う。 また、風情のあるまちなみを残すために垣の構造や屋外広告物についての制限を定める。 ⑤四五百の森地区 四五百の森の自然景観にふさわしい建築物とする。 ⑥松坂城跡地区 松坂城跡の歴史的景観を維持するため建築物の高さの制限を行う。	

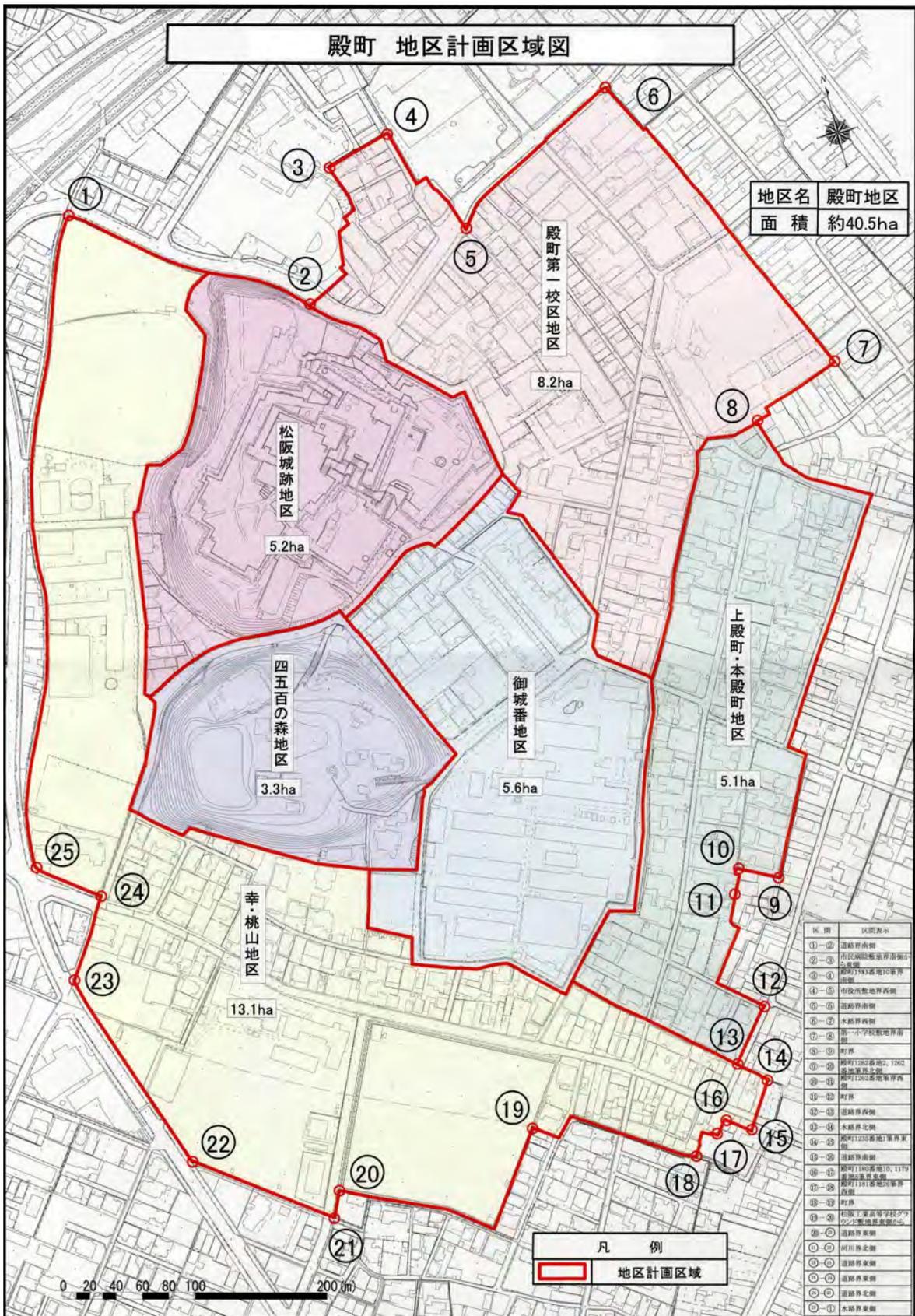
3) 地区整備計画

名称		殿町地区	
区域		計画図表示のとおり	
面積		約 37.2 ha	
建築物等に関する事項	地区の区分	名称 上殿町・本殿町地区	御城番地区
		面積 約 5.1 ha	約 5.6 ha
	建築物の用途制限	次に定める建築物は、建築してはならない。 ①店舗・事務所等（床面積が150㎡以下かつ2階以下のものは除く） ②ホテル、旅館（現に当該地区内に存する建物で建築する場合を除く） ③遊技施設・風俗施設 ④神社、寺院、教会等（現に当該地区内に存する建物で建築する場合を除く） ⑤病院、公衆浴場、自動車教習所 ⑥工場・倉庫等（単独車庫（附属車庫を除く）300㎡以下及び建築物附属自動車車庫で建築物の延べ面積の1/2以下かつ床面積が600㎡以下かつ1階以下のものは除く）	
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は165㎡とする。 ただし、この地区計画の決定告示の日の前日までに存在する165㎡未満の土地で、その全部を一つの敷地として使用する場合は当該土地の面積とする。	建築物の敷地面積の最低限度は165㎡とする。 ただし、この地区計画の決定告示の日の前日までに存在する165㎡未満の土地で、その全部を一つの敷地として使用する場合は当該土地の面積とする。
	建築物の壁面位置の制限	壁面の位置の制限は次の各号に掲げるものとする。 ①市道新規町通り線、御城番通り線に面する部分については、道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1m以上とする。 ②隣地境界線からの距離は0.5m以上とする。 ただし、隣地境界部分について高さ2.3m以下で、床面積の合計が5㎡以内の物置はこの限りではない。	壁面の位置の制限は次の各号に掲げるものとする。 ①市道御城番通り線に面する部分については、道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1m以上とする。 ②隣地境界線からの距離は0.5m以上とする。 ただし、隣地境界部分について高さ2.3m以下で、床面積の合計が5㎡以内の物置はこの限りではない。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は12mとする。 ただし、ホテル、旅館で現に当該地区内に存する建物の建築については15mとする。	建築物の高さの最高限度は10mとする。
	建築物の形態又は意匠の制限	1. 建築物の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする。 ①屋根は勾配屋根とする。 ②屋根の色は、黒、灰、青、茶、緑系統とする。 ただし、物置、自動車車庫の附属施設はこの限りでない。 2. 看板、広告類は地区内に設置しない。 ただし、次のものはこの限りでない。 ①公共の利便に供する案内板等 ②自家用で広告物面積全体が2.5㎡以下のもの。	1. 建築物の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする。 ①屋根は勾配屋根とする。 ②屋根の色は、黒、灰、青、茶、緑系統とする。 ただし、物置、自動車車庫の附属施設はこの限りでない。 2. 看板、広告類は地区内に設置しない。 ただし、次のものはこの限りでない。 ①公共の利便に供する案内板等 ②自家用で広告物面積全体が1㎡以下のもの。
垣・さくの構造の制限	市道新規町通り線、御城番通り線に面する部分で出入り部以外は、高さ1.5m以上の生垣とし緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。 ただし周囲に調和した土塀や板塀の場合は、この限りではない。	市道御城番通り線に面する部分で出入り部以外は、高さ1.5m以上の生垣とし緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。 ただし周囲に調和した土塀や板塀の場合は、この限りではない。	
備考	1. 建築物等の制限に関する事項は、公共施設、学校教育施設の建築物については適用しない。 2. 用語の定義については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

「殿町地区地区計画」より転載

建築物等に関する事項	地区の区分	名称 面積	殿町第一校区地区 約 8.2 ha	幸・桃山地区 約 13.1 ha	松阪城跡地区 約 5.2 ha
	建築物の用途制限		次に定める建築物は、建築してはならない。 ①遊技施設・風俗施設 ②畜舎(15 m ² を超えるもの)	次に定める建築物は、建築してはならない。 ①遊技施設・風俗施設 ②畜舎(15 m ² を超えるもの)	
	建築物の敷地面積の最低限度				
	建築物の壁面位置の制限				
	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は12mとする。	建築物の高さの最高限度は12mとする。	建築物の高さの最高限度は12mとする。
	建築物の形態又は意匠の制限		1. 建築物の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする。 ①屋根は勾配屋根とする。 ただし、物置、自動車車庫の附属施設はこの限りでない。		
	垣・さくの構造の制限				
備考	1. 建築物等の制限に関する事項は、公共施設、学校教育施設の建築物については適用しない。 2. 用語の定義については、建築基準法及び同法施行令の例による。				
注：四五百の森地区については、整備計画を定めておりません。					

「殿町地区地区計画」より転載



殿町地区計画区域図

「殿町地区地区計画」より転載

2-3-8 計画の対象範囲に係るその他の法規制

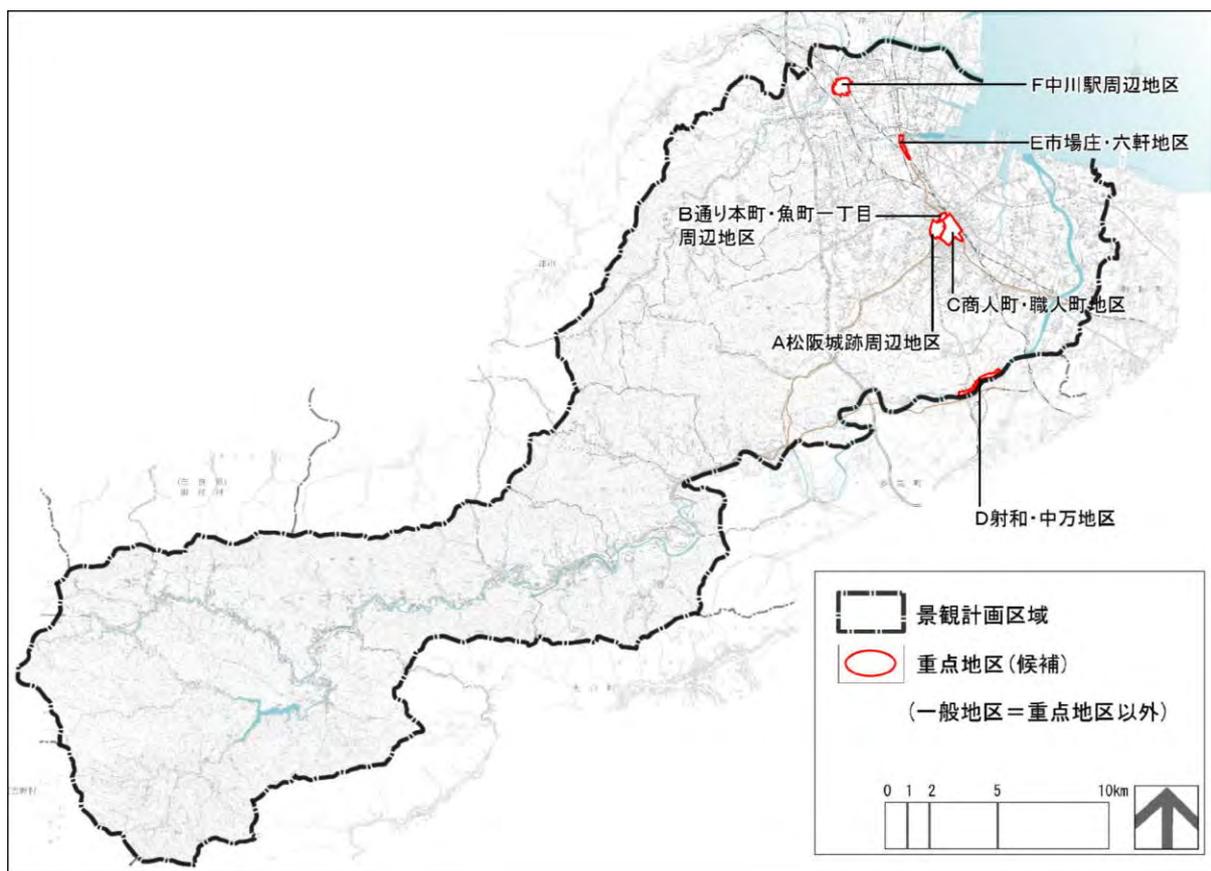
(1) 松阪市景観計画(平成20年10月策定)

松阪市景観計画は、本市の美しく豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創出し、本市がめざす将来の都市像を実現化するため、景観法第8条の規定に基づき、市全域を対象として策定したものである。

これにより平成21年1月から届出制度を実施している。

1) 景観計画区域

松阪市景観計画では、景観計画区域を市全域とし、良好な景観の形成が特に必要な地区を重点地区とし、その他の地区を一般地区として位置づけている。



景観計画区域図

「松阪市景観計画」より転載

2) 重点地区(候補)

松阪市景観計画では、重点地区の候補として6地区を位置づけている。

この中で松坂城跡周辺の3地区については以下のとおりである。

- A 松坂城跡周辺地区
- B 通り本町・魚町一丁目周辺地区
- C 商人町・職人町地区

3) 良好な景観の形成に関する方針

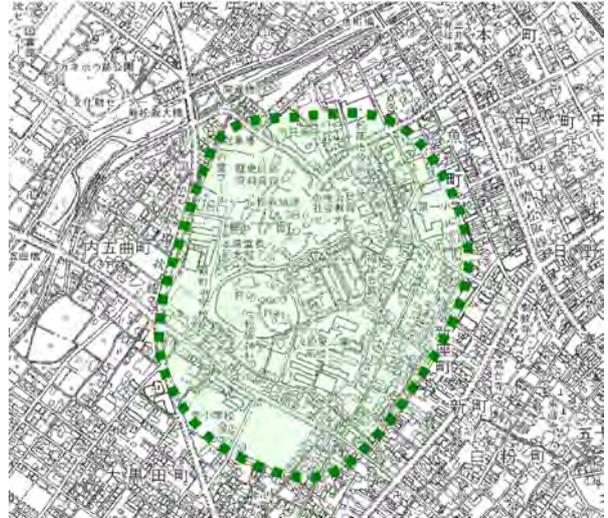
松阪市における良好な景観の形成に向けた理念は、松阪市総合計画の将来の都市像である『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』や、景観法に規定されている基本理念をふまえ、市民と行政が「いっしょに歩める”わかりやすさ”」を大切に、以下のように定めている。

景観計画の理念
『誇りと美しさの継承と再生』
みんなでいっしょに歩む景観まちづくり

4) 重点地区（候補）の方針

A 松坂城跡周辺地区

歴史的な敷地割や楨垣景観、松阪神社等境内地の社叢の維持保全を図り、松阪市を代表する武家屋敷群としてのまち並み等が残る閑静な住宅地として継承する。

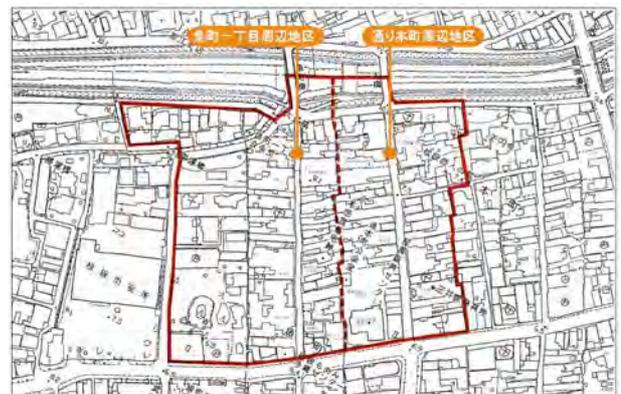


A 松坂城跡周辺地区

B 通り本町・魚町一丁目周辺地区

歴史的なまち並みの維持保全と地区の歴史性に配慮した公共事業を実施し、商都松阪を代表する歴史的まち並みを活かした、伊勢街道におけるおもてなしの場としての活性化を図る。

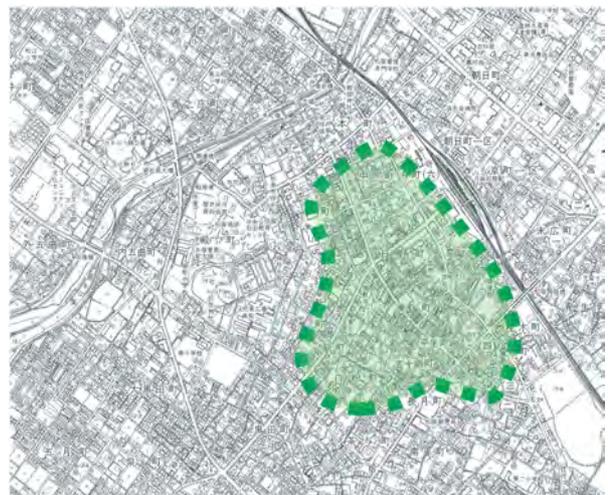
なお、地域住民の合意に基づき、平成24年4月1日に図の区域において重点地区に指定の予定であり、これから景観上良好なまち並みが整ってくる予定である。



B 通り本町・魚町一丁目周辺地区

C 商人町・職人町地区

松阪を代表する松阪駅周辺地区、中心商業地としての土地利用の促進による、本市の玄関口にふさわしい都市景観の形成を図るとともに、歴史的まち並みが残る地区においては、歴史的環境の保全と調和のとれたまち並みの形成を図り、松阪を代表する誇りある地区として確立する。



C 商人町・職人町地区

(2) 松阪まちなか再生プラン(平成22年3月策定)

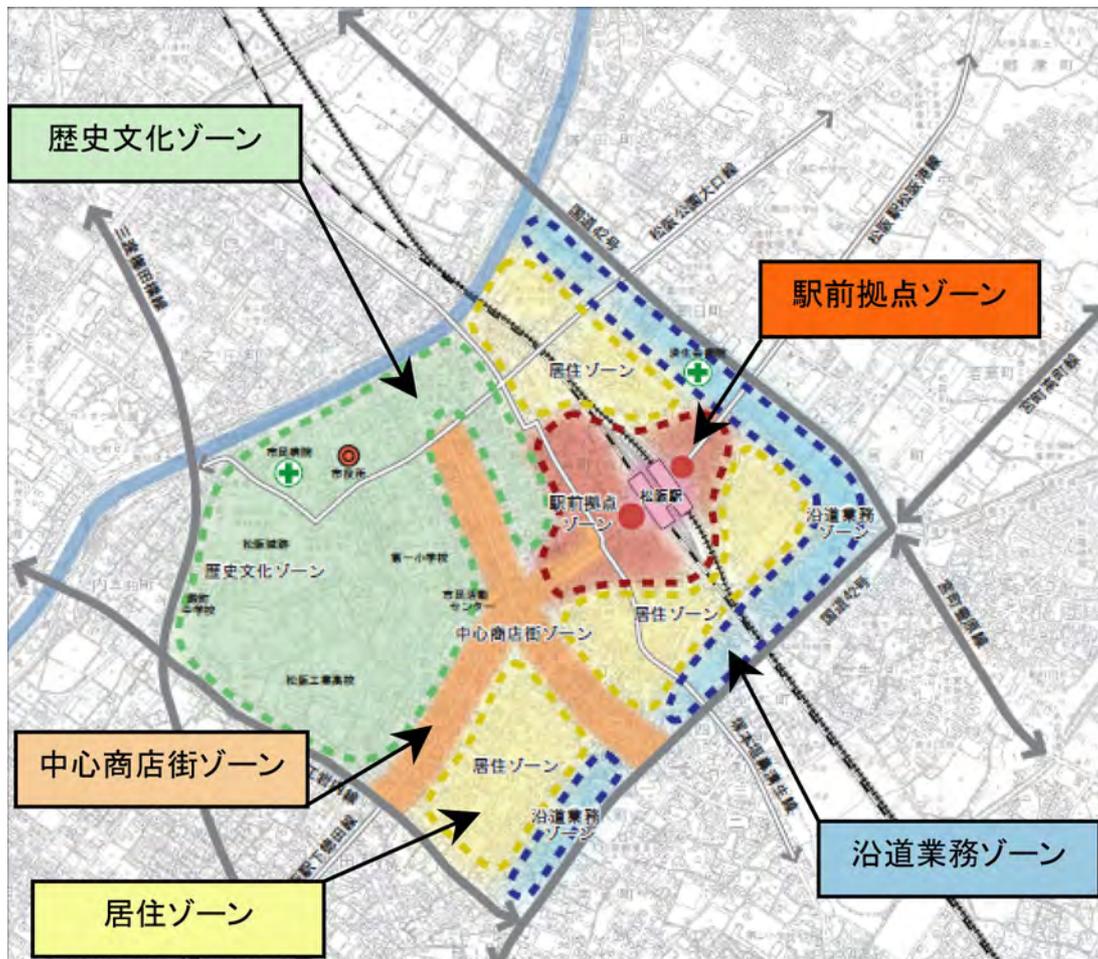
松阪まちなか再生プランは、松阪市全体のまちづくりを考えながら、松阪駅を中心とした中心市街地において、市民や専門家の意見を伺って作成した中心市街地活性化を目的とした市街地整備計画である。

この計画は、中心市街地のまちづくりを進めるために、市民、商業者、各種団体、行政等が”みんなで考え、みんなで作る”まちづくり指針であり、3年間を目途に実施するアクションプランである。

1) テーマ

「食」を感じ、「歴史」を温める街へ
魅力ある松阪を市民全体で創っていくために、松阪が誇る
「食」と「歴史」を活かした、まち並み整備・情報発信を行い、
『松阪の顔』となる中心市街地をつくる。

2) 中心地のゾーニング



中心市街地のゾーニング図

「松阪まちなか再生プラン」より転載

3) 基本目標(抜粋)

《歴史》”氏郷”と”豪商”のまちを語り継ぐ

～歴史の物語を温めるまちづくり～

<整備イメージ>

松坂城跡を中心とした殿町・魚町・本町界隈を中心に、松阪市らしさを感じられる歴史文化を活かし、「住んでよかったと自慢できる」「来てよかったと感じられる」魅力的なまちをつくる。

<主な取り組み>

- ・国の指定史跡を目ざす「松坂城跡」を中核とした「物語」を発信できるまちづくりをする。
- ・蒲生氏郷の「大河ドラマ」化に向けて、官民一体となる地域ぐるみの取り組みをする。
- ・「旧松坂御城番長屋」「原田二郎旧宅」の改修を行い、松阪の歴史・文化を継承するとともに、観光資源として活用を図る。
- ・「松坂城跡」「旧松坂御城番長屋」「本居宣長記念館」「松阪商人の館」「松阪もめん手織りセンター」等、松阪市の歴史を歩いて感じられるまちづくりを行う。
- ・散策ルートには、歴史や松阪らしさを感じさせる統一サインを設け、イメージアップを図る。
- ・松阪市が誇る魅力的なまちを保全するために、景観ルールづくりを目指し、併せて、修景整備等を行う。
- ・団体観光客の誘致を促進するため観光バスの駐車場の確保を図る。
- ・南三重の観光資源と連携した「立ち寄り観光」を推進する。

4) 施策の実行

本再生プランを実行するにあたり、市民、商業者、各種団体、行政等が連携しながら実現化に向けて取り組んでいくこととする。

市民参加

- ・事業実施に向けたまちづくりシンポジウム等の開催
- ・まちづくり活動への参加
- ・まちづくりに関するネットワークの形成
- ・まちづくりのリーダーの育成

事業主体の連携

- ・民間・企業・商業者・商店街連合会・商工会議所・商工会・自治会・観光協会・市民団体・NPO団体・松阪市役所等の関係者との協議、調整および連携

事業手法の検討

- ・補助事業の活用
- ・民間活力の導入、PFI等による事業実施の検討
- ・まちづくりファンドの創出 等

2-4 歴史的環境

松阪市は、旧石器時代から人々が活動していたことが様々な遺跡からうかがわれるが、弥生後期頃から古墳時代前期頃の土器の分布に示される東日本地域の西端に位置し、学術的に貴重な古墳等の分布も多い。

松阪の名は、天正12年(1584)蒲生氏郷が近江国日野より松ヶ島へ入封し、天正16年(1588)には四五百森へ城を築いて、ここを「松坂」と命名したことにはじまる。日野や大湊の商人の招致、参宮街道の移し替え、楽市楽座の公認などを進めて、城下町の基礎が整備されていった。

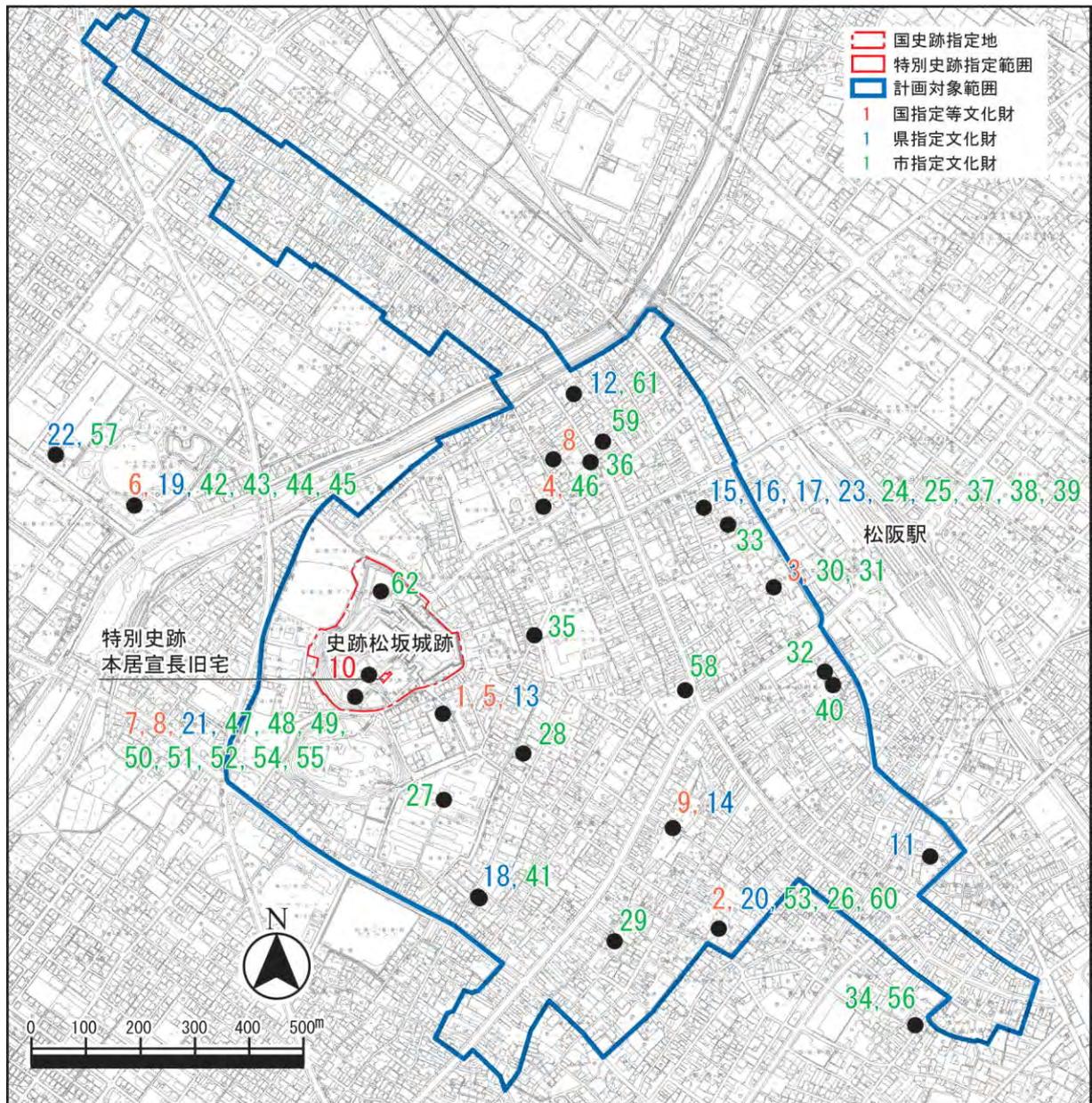
江戸時代、松坂は商人町、宿場町として栄え、商人たちは当地の特産品であった松坂木綿を商う商人として、江戸へ進出し、全国にその名を広めた。

明治維新後、松坂は逐次和歌山県、度会県、三重県の管轄区に置かれ、明治22年には町村制の施行により「松阪町」が誕生し、名実共に商業都市として発展する。

その後、近隣の村との合併を続け、昭和8年に市制を施行した。さらに戦後、隣接村との合併を繰り返し、平成17年1月1日に現在の市域が形成された。

このような歴史を反映して、松阪市には数多くの文化財があり、平成24年1月1日現在、件数246件という多くの指定文化財を有する。その内訳は、国指定30件、国登録8件、県指定55件、市指定153件である。種別では、国指定の特別史跡本居宣長旧宅をはじめ、史跡松坂城跡、史跡宝塚古墳などの史跡と国指定の木造阿弥陀如来坐像等美術工芸品の彫刻が多くを占めている。年代的には、特に近世以降の松坂城下町成立後の文化財が多くみられる。

また、指定文化財は、史跡松坂城跡やその周辺の寺院等市街地に集中するが、海浜部から山間部まで市域全体に広く分布している。



指定文化財分布図

※図中番号はP27の一覧表に対応

松阪市指定文化財一覧表 (P26地図範囲内)

平成24年1月1日 現在

<国指定等文化財>

番号	種別	名称	員数	時代	所在地	指定年月日	所有者・管理者		
1	有形文化財	建造物	旧松坂御城番長屋	2棟	江戸	殿町1384番地	H16.12.10	苗秀社	
2			来迎寺本堂	1棟	江戸	白粉町512 来迎寺	S63.5.11	来迎寺	
3		美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1躯	鎌倉	中町2023 清光寺	M45.2.8	清光寺
4			絵画	絹本淡彩離合山水図 伊孚九筆 自賛がある	3幅	江戸	魚町	S39.1.28	個人蔵
5			工芸品	太刀 無銘伝国俊	1口	鎌倉	東京国立博物館	T2.4.14	東京国立博物館
6			考古資料	宝塚1号墳出土品	271点	古墳	外五曲町1	H18.6.9	松阪市
7	記念物	史跡	書跡	本居宣長稿本並関係資料	467種 1949点	江戸	本居宣長記念館	S43.4.25	松阪市
8			本居宣長旧宅・同宅跡	—	江戸	(旧宅)殿町1537 (宅跡)魚町1645	S28.3.31	松阪市	
9			本居宣長墓(樹敬寺) 附春庭墓	2基	江戸	新町874 樹敬寺	S11.9.3	樹敬寺	
10			松坂城跡	—	安土桃山	殿町1536 他	H23.2.7	松阪市	

<県指定文化財>

番号	種別	名称	員数	時代	所在地	指定年月日	所有者・管理者		
11	有形文化財	建造物	龍泉寺山門	1棟	安土桃山	愛宕町1-4 龍泉寺	S27.3.13	龍泉寺	
12			旧小津家住宅	4棟	江戸	本町2195、2195-4	H10.3.17	松阪市	
13			御城番屋敷 土蔵	1棟	江戸	殿町1381	H15.3.17	合資会社苗秀社	
14			彫刻	木造地蔵菩薩立像	1躯	鎌倉	新町874 樹敬寺	S62.3.27	樹敬寺
15		美術工芸品	絵画	普賢延命菩薩像	1幅	室町	中町1952 繼松寺	S27.3.13	繼松寺
16				雪山童子図 曾我蕭白筆	1幅	江戸	中町1952 繼松寺	S50.3.27	繼松寺
17			両界曼荼羅図	2幅	室町	中町1952 繼松寺	H22.3.11	繼松寺	
18			工芸品	刀 銘村重	1口	室町	殿町	S39.10.16	個人蔵
19			考古資料	常光坊谷4号墳出土品	6種73点	古墳	松阪市文化財センター	H9.3.6	松阪市
20			書跡	真盛自筆消息	1幅	室町	白粉町512 来迎寺	S46.3.17	来迎寺
21	歴史資料	古文書	本居宣長自筆稿本類及び関係資料	19種30点	江戸	本居宣長記念館	S49.3.28	松阪市	
22			西黒都文書	888点	江戸~明治	松阪市立図書館郷土資料室	S31.12.5	松阪市	
23			岡寺版集帖板木並びに関係資料	157枚 37帖 1冊 1通1枚 4枚	江戸	中町1952 繼松寺	H22.3.11	繼松寺	

<市指定文化財>

番号	種別	名称	員数	時代	所在地	指定年月日	所有者・管理者		
24	有形文化財	建造物	繼松寺書院	1棟	江戸	中町1952 繼松寺	S35.12.1	繼松寺	
25			繼松寺鐘楼	1棟	江戸	中町1952 繼松寺	S35.12.1	繼松寺	
26			来迎寺裏門	1棟	江戸	白粉町512 来迎寺	S63.4.26	来迎寺	
27			旧三重県立工業学校製図室	1棟	明治	松阪工業高校	H7.12.21	松阪工業高校	
28			原田二郎旧宅	1棟	江戸末期~明治15年	殿町1289・1290	H22.3.29	松阪市	
29		美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1躯	室町	白粉町465 常教寺	S35.12.1	常教寺
30				木造観音菩薩跪坐像	1躯	鎌倉	中町2023 清光寺	S37.3.8	清光寺
31				木造勢至菩薩跪坐像	1躯	鎌倉	中町2023 清光寺	S37.3.8	清光寺
32			木造薬師如来坐像	1躯	南北朝	日野町701 善福寺	S56.3.23	善福寺	
33			仏涅槃図	1幅	鎌倉	中町1961 龍華寺	S27.12.27	龍華寺	
34	工芸品	絵画	千方牛和尚図 曾我蕭白筆	1幅	江戸	愛宕町2-63 菅相寺	S62.3.24	菅相寺	
35			絹本着色 臥 宇田菰筆	1点	昭和6年	市立第一小学校	H23.3.24	松阪市	
36		絹本着色 梁 宇田菰筆	1点	昭和8年	市産業振興センター	H23.3.24	松阪市		
37		銅鐘 辻越後守重種作	1口	江戸	中町1952 繼松寺	S35.12.1	繼松寺		
38	考古資料	銅製香炉 銘韓天寿書	銅燈籠 辻越後守重種作	1基	江戸	中町1952 繼松寺	S35.12.1	繼松寺	
39			八雲神社神輿	1基	江戸	日野町701 八雲神社	S37.3.8	八雲神社	
40			槍 銘勢州松坂住兼房作	1本	江戸	殿町	S45.6.5	個人蔵	
41	有形文化財	考古資料	分れ谷遺跡出土石包丁	1点	弥生	文化財センター	S53.11.11	松阪市	
42			佐久米古墳群出土仿製鏡・勾玉	8点	古墳	文化財センター	S53.11.11	松阪市	
43		美術工芸品	考古資料	八重田古墳群出土品	52種 225点	古墳	文化財センター	S58.3.25	松阪市
44				高田二号墳出土埴輪	3点	古墳	文化財センター	H19.1.18	松阪市
45			書跡	蒲生氏郷茶日記	1幅	安土桃山	魚町	S28.12.8	個人蔵
46				蒲生忠三郎宛安堵状	1幅	安土桃山	本居宣長記念館	S28.12.8	松阪市
47				蒲生一門自筆短冊	10葉	室町~江戸	本居宣長記念館	S28.12.8	松阪市
48				蒲生貞秀自筆短冊	1幅	室町	本居宣長記念館	S28.12.8	松阪市
49				蒲生秀行自筆短冊	1幅	江戸	本居宣長記念館	S28.12.8	松阪市
50				蒲生貞秀自筆詠草	1幅	室町	本居宣長記念館	S28.12.8	松阪市
51	蒲生貞秀自筆詠草			1幅	室町	本居宣長記念館	S28.12.8	松阪市	
52	蒲生貞秀自筆詠草 宗祇法師加筆			1幅	室町	本居宣長記念館	S28.12.8	松阪市	
53	典籍	北島具教制翰	1幅	室町	白粉町512 来迎寺	S53.11.11	来迎寺		
54		大淀三千風関係資料 附手文庫	74点	江戸	本居宣長記念館	S60.3.30	松阪市		
55	古文書	奉納本古事記伝 附本居宣長書簡	46冊 附1巻	江戸	本居宣長記念館	H11.4.15	松阪市		
56		石造天神森之碑 本居宣長撰	1基	江戸	愛宕町2-63 菅相寺	S35.9.9	菅相寺		
57		法田文書	711種 1200点	室町~明治	市立図書館郷土資料室	S58.3.25	松阪市		
58	記念物	史跡	新上屋跡	—	江戸	日野町789他	S28.12.8	—	
59			三井家発祥地	—	江戸	本町2214他	S31.7.3	—	
60			角屋七郎兵衛等供養碑並びに松本駝堂墓	2基	江戸	白粉町来迎寺	S60.3.30	来迎寺	
61			旧小津清左衛門家	—	江戸	本町2195他	H3.3.28	松阪市	
62	民俗文化財	有形民俗文化財	射和輕粉関係資料	34種136点	江戸~昭和	市立歴史民俗資料館	S56.8.26	松阪市	

※番号はP26指定文化財分布図に対応